

豊中市社会福祉協議会

権利擁護・後見サポートセンターニュース

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ内

電話：06-6841-9382 FAX：06-6841-2388

後見サポートセンターをご活用ください

当センターは、豊中市の委託を受け、中核機関として認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度の利用を促進する活動をしています。成年後見制度の利用を必要とする人やその家族だけでなく、支援者や関係機関からの相談にも応じています。

人生の最後まで自分らしく、安心して生きていくために財産や生活を守る成年後見制度。皆さまの関心も高く、相談件数は年々増加傾向にあります。

今年度は成年後見制度の活用及び当センターのPRにも力をいれてまいりたいと考えております。

市民の皆さまに向け、研修や講座の実施、相談を実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。

※相談内容が外部に漏れることはありません。安心してご相談ください。

成年後見制度利用に関する相談（電話・来所・訪問OK）

- ・成年後見制度について知りたい。
- ・成年後見制度を利用したい。
- ・金銭管理が不安な利用者があるので一緒に話を聞いてほしい。
- ・後見人とうまくコミュニケーションをとれていないので間に入ってほしい。
（権利擁護チームの形成）

『令和4年度 相談実績』

- 専門職（福祉・医療・介護専門職）のための弁護士による権利擁護相談 12件
- 市民（親族後見人・成年後見制度を利用検討している方）のための弁護士相談 15件
- センター職員による成年後見制度に関する相談 405件（令和3年度：242件）

※支援者や地域の方に向けた出張講座も承ります。気軽にご相談ください。

財産保全・金銭管理サービスの実施

- ・日常生活自立支援事業（財産保全・管理サービス事業）の利用相談

『令和4年度 利用実績』

- 契約締結件数24件（令和3年度：36件）
- 契約終了件数37件（令和3年度：23件）
- 年度末利用者数 171名【認知症等 82名 知的障害等 15名 精神障害等 74名】
（令和3年度末利用者数184名【認知症等 91名 知的障害等 16名 精神障害等 77名】）

市民後見人を募集しています

市民後見人とは…

家庭裁判所から選任された市民が、成年後見制度の担い手として活動を行うものです。市民後見人になるには、所定の養成講座を受け、成年後見制度に関する一定の知識や技術・姿勢を身に付けていただく必要があります。

現在、豊中市の市民後見バンク登録者は22名、そのうち3名の方に活動いただいております。

どんな人がなれるの??

年齢：25歳以上70歳未満（令和5年3月31日現在）の方。

特別な資格は必要ありません。

報酬：なし（但し実務にかかった費用については被後見人より支払われます）

内容：概ね週に1回程度の被後見人との面会を前提とする身上保護（福祉サービスの調整等）及び財産管理。

年2回の家庭裁判所への報告。

※活動や書類作成に関しては後見サポートセンター職員及び、弁護士・司法書士・社会福祉士による専門相談でフォローします。



私にも
できるかも◎

—市民後見人活動開始までの流れ—

オリエンテーションに参加→基礎講習の受講→面接→実務講習の受講
→施設実習→面接→市民後見人バンク登録
→案件があれば依頼→顔合わせ等→実務開始



—今年度のオリエンテーション日程—

日時	会場	定員	最寄り駅
6月27日(火) 14:00~16:10	羽曳野市役所3階大会議室 (羽曳野市誉田4-1-1)	30	近鉄 「古市」
6月30日(金) 14:00~16:10	茨木市男女共生センターローズWAM (茨木市元町4-7)	66	阪急 「茨木市」
7月8日(土) 10:00~12:10	岸和田市立福祉総合センター3階大会議室 (岸和田市野田町1-5-5)	90	南海 「岸和田」
7月8日(土) 14:00~16:10	大阪府社会福祉会館4階401 (大阪市中央区谷町7-4-15)	70	大阪メトロ 「谷町六丁目」

お申込み・お問合せは
下記QRコード
又は、
大阪府社会福祉協議会
(06-6764-7760) まで。



市民公開講座を開催します

後見サポートセンターでは、権利擁護に関する公開講座を実施しております。

『消費者トラブルと成年後見』講師：夢田有里弁護士（大阪弁護士会）

7月15日（土）14：00～@豊中市すこやかプラザ1階多目的室

お申込み・お問合せは、権利擁護・後見サポートセンター（☎06-6841-9382）まで。